

中等度難聴高齢者等の補聴器購入費助成制度の創設を求める意見書（案）

ヒトの聴覚は加齢とともにその機能が低下し加齢性難聴と呼ばれ、近年の超高齢社会において加齢性難聴の患者は年々増加しつつある。また、慢性中耳炎や他の感音難聴にすでに罹患している高齢者では、さらに聴覚の低下を招くこととなる。こうした高齢者の難聴は日常生活におけるコミュニケーションに大きな支障をきたすだけでなく、鬱や認知症の要因になることが WHO（世界保健機関）で指摘されている。

この高齢者の難聴に対しては有効な薬物療法や手術療法はなく、補聴器が唯一の改善策となる。そして、補聴器を難聴の高齢者に使用することで鬱や認知症の発症を予防できることも WHO から報告されている。

しかし、医療機器である補聴器は数万円から数十万円と高額であり、障害者支援法によって聴覚障害者と認定された高度あるいは重度の難聴者（両耳の聴力が 70 dB 以上）は補聴器購入の公的助成が受けられるが、日常生活に支障をきたす中等度難聴者（40dB～69dB）に対する助成はなく、低所得の高齢者はその購入を諦める状況もある。

したがって、中等度難聴の高齢者が補聴器を購入する際に助成を受けることができれば、補聴器をより積極的に装着し、生活の質を落とすことなく、また、鬱や認知症を発症することなく社会生活に末長く関わっていけること、ひいては、高齢者介護費用増加の抑制にもつながることが期待され、高齢者の積極的な社会参画を実現するため、以下の通り中等度難聴あるいは補聴器の装用が必要と思われる高齢者への補聴器購入費助成制度の創設を政府に強く求める。

記

政府において中等度難聴あるいは補聴器の装用が必要と思われる高齢者へ補聴器購入費の助成制度を創設いただくこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 10 月 9 日

鹿児島県日置市議会議長 並松 安文

厚 生 労 働 大 臣	武見 敬三	殿
内閣府特命担当大臣(共生社会担当)	加藤 鮎子	殿
総 務 大 臣	松本 剛明	殿
財 務 大 臣	鈴木 俊一	殿
内 閣 総 理 大 臣	岸田 文雄	殿